

政令第二百六十一号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の施行に伴い、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第一号中「第二十一条第二項第二号、第二十二條の三第二項第二号」を「第二十条第二項第二号、第二十二條の二第二項第二号」に改め、同項第三号中「第二十一条第二項第四号及び第二十二條の三第二項第四号」を「第二十条第二項第四号及び第二十二條の二第二項第四号」に改める。

第十九条を削り、第二十条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とし、第二十二條を第二十一条とし、第二十二條の二を第二十二條とし、第二十二條の三を第二十二條の二とする。

附 則

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。